

めぶきアセアンレポート

MEBUKI ASEAN REPORT

2019年12月号

- ◇ 【 ハノイ通信 】～ベトナムにおける税務調査について～ P. 1
- ◇ 【 フィリピン通信 】～フィリピン人材について～ P. 3
- ◇ 【 アセアン駐在員コラム 】 P. 5
- ◇ 【 アセアン各国株式市場・為替情報 】2019年11月の動き P. 7
- ◇ 【 アセアン各国ニューズピックアップ 】 P. 8
- ◇ 【 アセアン・インド休日情報 】2019年12月～2020年2月 P. 9
- ◇ 【 めぶきアジアネットワークのご紹介 】 P. 10

常陽銀行シンガポール駐在員事務所
63 Market Street #11-03
Bank of Singapore Centre,
Singapore 048942
TEL:65-6225-6543

常陽銀行ハノイ駐在員事務所
5th Floor, Sun Red River,
23 Phan Chu Trinh Street,
Hoan Kiem District, Hanoi, Vietnam
TEL:84-24-3218-1668

足利銀行バンコク駐在員事務所
689, Bhiraj Tower at EmQuartier,
27th Floor, Room No.2714,
Sukhumvit Road, Klongton-nue, Wattana,
Bangkok 10110, Thailand
TEL:66-2-261-2852

本レポートの内容につきましては、当行の信頼し得る先からの情報に基づいて作成しておりますが、その正確性、信頼性を保証するものではありません。具体的に法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談くださいますようお願い致します。



ハノイ通信～ベトナムにおける税務調査について～

今回は、ベトナムにおける外資企業に対して行われる税務調査の概要についてレポートします。

1. ベトナムの税務調査の特徴

ベトナムにおける税務調査は、外資系企業に対して通常5年に一度程度の頻度で行われますが、毎年のように税務調査を受けている企業や5年以上税務調査が実施されていない企業もあるなど様々です。また、通常の税務調査だけではなく、「VAT 還付の申請」、「現地法人清算・閉鎖」を行った企業に対しても税務調査が実施されます。

ベトナムの税務調査では、実際に現場に赴く税務調査担当官に絶大な権限が与えられており、その担当官が、曖昧で解釈の余地が多分にあるベトナム税法を用いて調査を行うため、理不尽かつ厳しい調査になることが多く、加算税といった罰金が高額である点もベトナムの税務調査の特徴です。ベトナムの税務調査では通常、20%の加算税が課されますが、重加算税となると最高300%が課されます。日本の重加算税は最高40%であることから、非常に高額です。また延滞税（利息）に関しても、日本では通常、最高で1年分の利息しか取りませんが、ベトナムでは税務違反時点から遡って全期間に利息をかけるため、違反を行った際の延滞税も非常に高額になります。

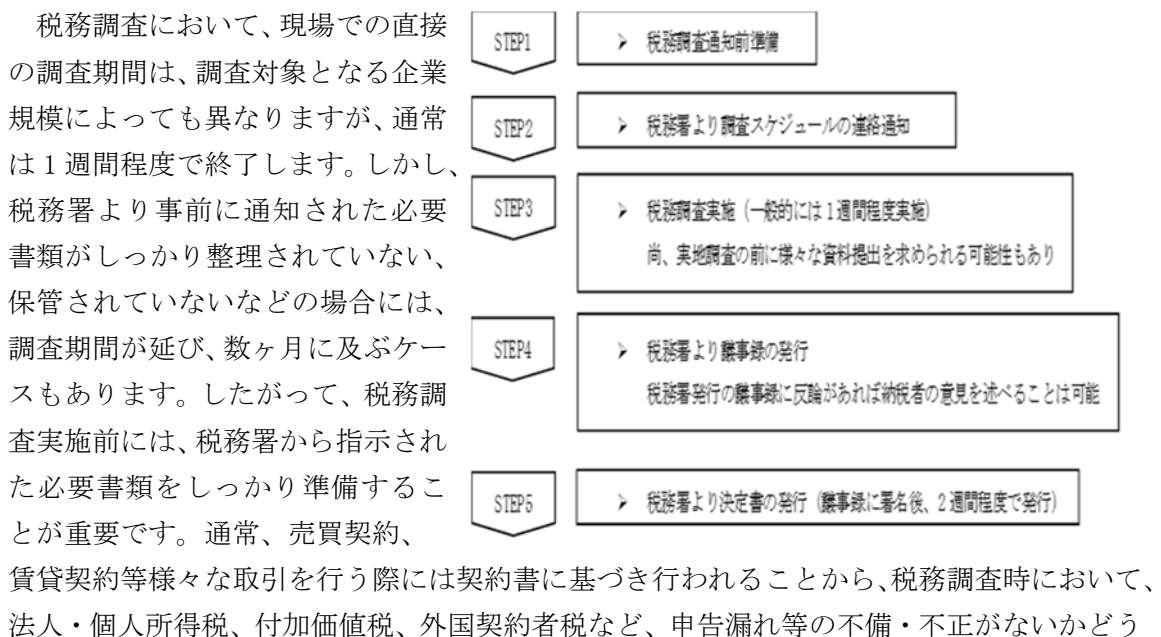
【図1：追徴・罰金の種類、金額】

追徴・罰金	金額
追徴課税	正しい税額と納付済み税額との差額
加算税（過少申告・過大還付申請）	追徴課税額の20%
重加算税	追徴課税額の100%～300%
延滞税	0.03%/日（10.95%/年）

（ベトナム法令および通達を基に筆者作成）

2. 税務調査方法、対策

【図2：一般的な税務調査実施フロー】



かの確認は各種契約書を元に行われるため、契約書は勿論、税務署より提出を求められる書類の事前確認（不備がないかどうかの確認、複雑な取引スキームに関してはフローチャートを作成し明確に説明できる書類が準備されているか等）は非常に重要です。必要書類は事前に税務署より調査対象企業に通知されますが、税務調査中であっても追加で担当官から資料を求められることもあり、求められた資料を漏れなく一式揃えることが大事です。

【図3：延滞税と加算・重加算税の事例】

税務調査前に修正申告及び納税をした場合	<p>例) 税務調査前に自主的に修正申告し、USD100,000 納税する場合 延滞税…USD21,900 = (USD100,000 × 0.03% × 365 日 × 2 年) 【納税額 : USD21,900 (罰金) + USD100,000 (本税) = USD121,900】</p>
税務調査後に修正申告及び納税をした場合	<p>例) 税務調査で2年前のUSD100,000が未納で加算税が課せられる場合 延滞税…USD21,900 = (USD100,000 × 0.03% × 365 日 × 2 年) 加算税…USD20,000 = (USD100,000 × 20%) 【納税額 : USD41,900 (罰金) + USD100,000 (本税) = USD141,900】</p>

(ベトナム法令および通達を基に筆者作成)

上記で説明した通り、ベトナムの追徴・罰金は非常に高額ですが、図3に記載の通り、税務調査前に修正申告すれば大幅に税額が安く済むため、申告納税漏れがないかどうかといった事前の確認は非常に重要です。税務調査の通知を受けてからでの対応には限界があるので、やはり普段から正確かつ保守的な申告納税をすることが一番の対策です。社内からのリソースだけでなく、会計事務所やコンサル会社など専門家から定期的な目線を入れてもらうことも有効な手段の一つです。

また、税務調査の担当官との直接のやりとりは、経理担当を担うベトナム人スタッフが行うこととなるのが一般的です。スタッフからは税務調査の進捗状況、指摘事項等は逐次企業の責任者に報告するよう指導しておくが大事であるとともに、担当官と直接対応していることもあり、一番プレッシャーを感じる立場でもあることから、スタッフに対してのケアも必要不可欠です。

3. 所見

以前までのベトナムにおける税務調査では、しっかり申告納税を行う企業もそうでない企業も、税務調査を受けると税法通りに行われず、最終的に同じような結果になるということが多くみられましたが、近年の税務調査では税法通りに徴税されるようになるなど、徴税の厳しさも増しています。引き続き、各種情報についてベトナム国内の情報を発信してまいります。

以上

【常陽銀行ハノイ駐在員事務所 駐在員 安彦 秀紀】

フィリピン通信～フィリピン人材について～

2019年4月、日本で改正された出入国管理法により特定技能1号、2号という新しい在留資格の運用が開始されました。この在留資格は、外国人労働者にとって就労を目的とするための在留資格となり、今まで技能実習や留学の在留資格で来日していた人も、特定技能の在留資格を取得することにより、日本で労働者として働くことができます。今回は、最近注目されるフィリピン人材について、フィリピンからの就労者における特定技能や高度人材の在留資格を取得するための要件、それらの就労のための在留資格と技能実習生との違いについてレポートします。

1. 特定技能在留資格について

移民政策をおこなっていない日本では外国人の単純労働は原則として禁止されていました。日本政府は深刻な人手不足に対応するため、2019年4月、**介護業、外食業、宿泊業、建設業、造船・船用工業、ビルクリーニング業、素形材産業、産業機械製造業、電気・電子情報関連産業、自動車整備業、航空業、農業、漁業、飲食料品製造業の14業種**で単純労働を含めた就労を認める「特定技能1号」と家族の滞在や在留期間の更新が可能な「特定技能2号」という在留資格を新設しました。受け入れ可能な業種は法務省令で定められ、今後深刻な人手不足であると認められれば、他の業種にも拡大していく可能性があります。

2. 外国人技能実習生と特定技能在留資格の違い

外国人技能実習制度は、就労という観点の在留資格でなく、技能を身に付けるための研修という位置づけになります。そのため、技能実習生を管理する監理団体へ実習計画や日本語教育の計画を提出しなければなりません。特定技能は就労を目的とした在留資格であるのに対し、技能実習は実習により技能を身に付けることが主な目的となります。そのため、技能実習生は労働保険や年金などの就労に必要な費用を雇用時に支払う必要が無いと誤解されがちですが、実際には支払わなければなりません。その点、特定技能の在留資格は就労に関する資格となりますので、労働保険や年金といった労働者を雇用する際の保険に加入することが分かりやすくなったといえます。

技能実習生は3年から5年の期限付きの在留資格であり、期限を迎えた場合帰国しなければなりません。特定技能1号は最大5年間の期限付き在留資格です。技能実習生と特定技能1号は期限がある点で共通していますが、特定技能2号となった場合、在留資格の期限がなくなるので、更新を続ければ在留について永住権と同様の価値を有します。

【技能実習生と特定技能在留資格の違い】

	技能実習生	特定技能
目的	技能・知識を習得	不足する労働力を補充
受入可能業種	80職種、144作業	14業種
募集	監理組合	企業独自で採用活動
費用①	監理組合費→毎月発生	企業独自で採用→発生なし
費用②	最低賃金以上	技能実習と比べると高い

入国までに要する期間	募集～面接～入国：6か月以上	日本語・技能試験：3か月
人材管理・各書類作成	監理組合	企業独自 ※委託可：有料

3. 特定技能在留資格と高度人材の違い

高度人材とは、高度な知識や技術を利用して日本で働くための在留資格です。入国の際に学歴や母国での年収などの基準があり、大学教授や技術者や医者といった日本でも高度な知識や技術を持った人が該当します。高度人材の在留資格は条件を見ても、簡単には取得することができません。特定技能が創設される前は、就労可能な在留資格は高度人材に関するものだけでした。そのため、外国人が日本で就労するのは世界でも最も難しいとまで言われていた時代もありました。その後、外国人技能実習生による実習に関する就労が認められるようになり、今回の特定技能の在留資格の創設につながっています。高度人材による在留資格は、更新をすれば日本に居続けることも可能で、かつ、家族を日本に呼ぶことができるなど、特定技能2号とほぼ同等と言っていいかもしれません。しかし、特定技能2号についてはまだ運用が始まったばかりの在留資格ですので、今後の制度変更で詳細が変わる可能性もあります。

4. 多くの分野で活躍が期待されるフィリピン人材

フィリピンで国内外初となる特定技能の在留資格を取得するための試験（介護分野）が実施されており、日本はフィリピン政府としても注目している労働者受け入れ国となります。この試験の応募は、数時間で定員となるなど、在留資格に対するフィリピン国内での注目の高さがうかがえます。特定技能1号として認定された分野には宿泊業と外食業があります。外国人観光客を多く招待したいという政府の目的もあり、外国人労働者がこの2分野で就労することはとても大きな意味を持っています。ホテルやレストランでも外国人の従業員を正式に雇用することが可能となり、今までのような留学生や技能実習生ではないため、労働に関する制限もありません。また、フィリピン人は外国語として英語を早くから習得していることから、外国人観光客に対して英語でのコミュニケーションを取ることができます。これにより、海外からの観光客の接客にもフィリピン人労働者が活躍できる場が広がっていくと期待されています。

5. おわりに

介護に関する特定技能資格を取得することのできる試験が、国内外で初めてフィリピンで実施されたということで大きな話題になりました。それは介護分野におけるフィリピン人材の活躍に対する期待の表れではないかと感じています。きっと南国の明るい性格やホスピタリティ溢れる精神の国民性は、多くの分野で活躍できると考えます。フィリピン人に限らず、特定技能の在留資格をもった外国人労働者による労働力は、日本の人手不足を解決するには欠かさない活力となるに違いありません。フィリピン現地では、お客様の海外進出サポートをはじめ、各種情報について引き続き発信してまいります。

以上

【BDO ユニバンク マニラ駐在 鶴見 圭史】

アセアン駐在員コラム

アセアン駐在員コラムでは、東南アジア各国で生活している駐在員や現地スタッフからの情報を毎月発信しています。



【シンガポール】～Food Japan 2019～

日本の食のイベントである Food Japan 2019 が 10 月 31 日～11 月 2 日の 3 日間行われました。各国のバイヤーや現地ディストリビューターなどが日本酒をはじめ様々な日本食材を探しに訪れ、各ブースで商談が行われる等活気に溢れていました。最終日は一般開放され、ローカルの方が日本酒をまとめ買いする姿を見かけるなど、イベントは盛大に賑わっていました。来場者数は 3 日間累計で 1 万人を超えるシンガポールでも主要なイベントになっています。

また Food Japan 開催に先駆け、茨城県人会を開催いたしました。出展企業はもちろん、現地の茨城県に縁のある方々も多数参加され、総勢 37 名の懇親会となりました。和気あいあいとした雰囲気の中で参加者全員が名刺交換等異業種交流を図るなど、Food Japan に向けて茨城県企業が一体となるとも良い雰囲気の会となりました。

(常陽銀行シンガポール駐在員事務所 現地スタッフ 関 順)

【Food Japan の茨城県ブース】




ハノイの街中において、右の写真のような「シクロ」という人力車を有名な観光スポットでよく見かけます。シクロは以前、富裕層の人達の移動手段として用いられていましたが、現在では観光客用として使用されています。ハノイ中心部の観光スポットをシクロで巡るには 1 時間程度あれば十分で、乗車料金も 1 人当たり 1 時間約 8 万ドン（約 400 円、チップを含む）と比較的安価のため、気軽に乗れることから人気が出ています。

シクロに乗る醍醐味は、観光地を巡るだけでなく、交通事情（バイクの多さ、頻繁に聞かれるクラクションの音など）、ベトナム人の生活（路上店舗、道端でお茶をする人達など）を間近で感じる事が出来ることです。歩いてハノイの街を散策することもいいですが、シクロに乗って、のんびりハノイの観光地を巡ることもおすすめです。

(常陽銀行ハノイ駐在員事務所 現地スタッフ グェン ティ トウイ)

【街中を走るシクロ】




【タイ】～バンコクの両替事情～

「両替はどこですればよいですか？」

来タイされる方からよく受ける質問ですが、タイでは空港や市内の銀行窓口のほか、駅構内やショッピングセンターなどに両替所が数多くあります。交換レートについてはお店や場所によってまちまちですので、時間に余裕があればいくつか見て回ることをお勧めします。

空港到着後、両替を済ませて市内へ向かう方は、スワンナプーム空港 B1 階の両替所が多く集まる場所で両替をする人が多いようです。こちらには現在、写真のようなセルフサービスの自動外貨両替機が設置されています。自動外貨両替機は、パスポートと現金（1 回あたり 3 万タイバーツ（約 108 千円）まで）があれば誰でも利用することができて、タッチパネル式の操作で日本語にも対応しています。24 時間オープンしており、初めて利用する方でも簡単に両替をすることができますので、両替所でお困りの際には自動外貨両替機を利用してはいかがでしょうか。

（足利銀行バンコク駐在員事務所 駐在員 塚本 修平）

【空港内にある自動外貨両替機】

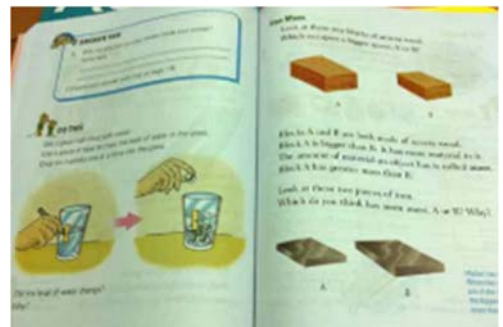

【フィリピン】～言語事情～

フィリピンは多言語国家で大きく分けて 8 つの言語があり、マイナーな方言も含めると 100 を超えると言われています。公用語は「フィリピン語」、マニラ首都圏では「タガログ語」、セブ島では「ビサヤ語」など様々ですが、首都圏において多く使用されるタガログ語が、公用語である「フィリピン語」と認識されています。

フィリピン人は「英語」も使いこなしており、その背景にはアメリカ統治時代の英語教育があります。現在でも小学校 3 年生からほとんどの授業が英語で実施され、日常生活でも英語が数多く使用されているため、小学校 1 年生になれば日本の高校生と同等の英会話力を身に付けています。フィリピン人はテレビで流れる「フィリピン語」を理解し、「英語」の新聞や本を読み、家族や友人との会話に出身地で使用されている言語を使用しています。フィリピンにお越しの際は、多くの言語と触れ合ってみてはいかがでしょうか。

（BDO ユニバンク マニラ駐在 鶴見 圭史）

【英語表記の小学 3 年理科の教科書】



アセアン各国株式市場・為替情報（11月）

アセアンの株式・為替市場の動向について（11月）

国	株式市場				為替市場			
	株価指数	月末株価	月間騰落額	月間騰落率	通貨単位	月末為替レート(円)	月間騰落額	月間騰落率
シンガポール	ST指数	3,193.92	▲35.96	▲1.11%	1シンガポールドル	80.07	0.66	0.83%
マレーシア	KLCI総合指数	1,561.74	▲36.24	▲2.27%	1リンギット	26.24	0.22	0.84%
タイ	SET指数	1,590.59	▲10.90	▲0.68%	1バーツ	3.62	0.04	1.20%
フィリピン	フィリピン総合指数	7,738.96	▲238.16	▲2.99%	1ペソ	2.15	0.01	0.62%
インドネシア	ジャカルタ総合指数	6,011.83	▲216.49	▲3.48%	100ルピア	0.78	0.01	1.05%
インド	SENSEX指数	40,793.81	664.76	1.66%	1ルピー	1.53	0.00	0.20%

出所：Bloomberg

【株式市場】

➤ シンガポール：国内景気減速や香港人権法案を懸念

堅調な中国景気指標に支えられ7日にかけて上昇も、米中間の関税の段階的撤廃に対する認識の差が伝わり反落した。シンガポール国内の景気減速への警戒感や、香港人権法案可決に対し中国が批判したことを受け続落。その後月末にかけ調整し、シンガポール ST 指数前月比▲1.11%で取引を終了した。

➤ マレーシア：金融緩和実施も米中関係悪化で調整

政府が新規投資する企業に対し優遇措置の適用を決定したことや預金準備率の引き下げを発表し上昇基調で推移。香港情勢を見極められる姿勢が強まる中、香港人権法案が可決され米中関係悪化懸念が台頭し、マレーシア KLCI 指数は▲2.27%で取引終了した。

➤ タイ：利下げや景気対策の発表もバーツ高懸念などで調整

利下げの実施やバーツ高抑制を目的とした資本規制の緩和を発表し、7日大幅上昇。8日、雨期作収穫量が減少し、輸出低迷懸念が広まり反落。その後続落し、追加景気対策を閣議承認したことで一時的に反発するも、米中悪化懸念が広まり下落に転じタイ SET 指数は前月比▲0.68%で取引を終了した。

➤ フィリピン：利下げ観測台頭も米中関係悪化懸念により下落

業績改善期待が高まったカジノ大手が牽引し、フィリピン総合指数は大幅上昇。その後は下落基調で推移し、27日に利下げ観測が台頭し一時反発するも、香港人権法の成立を嫌気し月末にかけ下落した。フィリピン総合指数は前月比▲2.99%で取引を終了。

➤ インドネシア：成長戦略を発表するも投資家心理改善せず下落基調で推移

ジャカルタ総合株価指数は下落基調で推移。経済成長率達成に向けた成長戦略発表も、EU との経済連携協定交渉が対立するなど投資家心理は改善されず下落した。外資規制緩和を公表するも、経済刺激を期待しにくいとの見方が浮上するなど、ジャカルタ総合株価指数は続落し前月比▲3.48%で取引を終了。

➤ インド：利下げ観測を好感し史上最高値更新

インフラ投資拡大、相次ぐ好決算発表、政府による追加支援期待が高まり7日にかけて連日で史上最高値を更新。インド格付けの引き下げ見通しにより下落するも、利下げ観測が台頭したことで大幅反発した。インド SENSEX 指数は続伸し、28日に史上最高値を更新し前月比1.66%で取引を終了した。

【常陽銀行シンガポール駐在員事務所 駐在員 関 貴弘】

アセアン各国ニューストピックス

◎経済

- シンガポール
 - ・増収見込む企業の割合、域内平均より2割低く (11/6)
 - ・香港政情不安、シンガポール経済に悪影響も (11/8)
 - ・東南アジア経済に底打ちの兆し 7~9月期 GDP、4ヶ国で加速 (11/27)
- マレーシア
 - ・企業8割が来年の売上増予測 世界的な供給網見直し好機に (11/13)
 - ・外国人依存脱却へ政府に自動化奨励策提言 (11/15)
 - ・日系景況感、10年ぶり低水準 事業拡大に慎重 (11/29)
- タイ
 - ・インドや米国と貿易課題協議 タイ首相、首脳会議で積極姿勢 (11/5)
 - ・売却・閉鎖の工場、1~10月は1339件 (11/13)
 - ・政府、1440億バーツの追加景気刺激策を承認 (11/28)
- インドネシア
 - ・2州10県市で400万ルピア超 来年の最低賃金、相次ぎ決定 (11/21)
 - ・政府、投資規制20分野のうち14分野を開放へ (11/26)
 - ・中銀の成長率予測5.1%、政府予測を上回る (11/27)
- フィリピン
 - ・インフラ計画の修正承認、4.2兆ペソ規模に (11/8)
 - ・20年成長率6.3%に上方修正、IMF予測 (11/20)
- ベトナム
 - ・「特定技能」9月末219人、新制度利用低調 (11/14)
 - ・30年までの人口戦略承認、1億400万人へ (11/28)
 - ・ハノイ、21年7月から都市政権モデル試行へ (11/29)

◎その他

- シンガポール
 - ・5日から電動スクーターの歩道走行禁止 (11/5)
 - ・前倒し総選挙、来年4月が最有力 (11/13)
 - ・日系店舗が多い商業施設「リャンコート」、再開発確定 (11/22)
- マレーシア
 - ・「独身の日」の利用、マレーシアが域内最多 (11/15)
 - ・国際ハラル見本市、来年は成約額5%増目標 (11/26)
- タイ
 - ・南部の銃撃で15人死亡、反政府勢力の犯行か (11/7)
 - ・ミシュラン、タイのレストラン29店を認定 (11/14)
 - ・日系各社が新型車で停滞打破 2年連続百万台へ、エキスポ開幕 (11/29)
- インドネシア
 - ・ジャカルタの洪水危険地域は25カ所 (11/18)
 - ・首都MRT、乗客2千万人へ 来年は3倍以上の収益見込む (11/28)
- フィリピン
 - ・訪日客誘致へ文化・食をPR 政府観光局、初のイベント開催 (11/11)
 - ・マニラで邦人36人拘束、詐欺関与か (11/15)
- ベトナム
 - ・BIDV、地銀・信金16行とセミナー開催 (11/5)
 - ・三重県企業が商談会、食品中心に24社出展 (11/19)

(出所：各種新聞、雑誌)

アセアン・インド休日情報

2019年12月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5 TH	6	7
8 PH	9	10 TH	11 CD	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24 PH	25 IN ID MM MY SG PH	26 MM	27	28
29	30 PH	31 PH TH MM				

2020年1月

日	月	火	水	木	金	土
			CD JP MY TH IN 1 MM ID SG PH VN	2	3	4 MM
5	6 MM	7 CD	8	9	10	11
12	13 JP	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24 VN	25 IN VN MY PH SG
ID VN 26	27 MY VN SG	28 VN	29 VN	30	31	

2020年2月

日	月	火	水	木	金	土
						1 MY
2	3	4	5	6	7	8 TH MY
9	10 TH	11 JP	12 MM	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23 JP	24 JP	25 PH	26 ID	27	28	29

※ナショナルホリデーのみ掲載
※祝祭日名省略

出典：ジेटロ各国情報等

- JP 日本
- MY マレーシア
- TH タイ
- SG シンガポール
- PH フィリピン
- VN ベトナム
- IN インドネシア
- MM ミャンマー
- ID インド
- CD カンボジア

めぶきFGアジアネットワーク

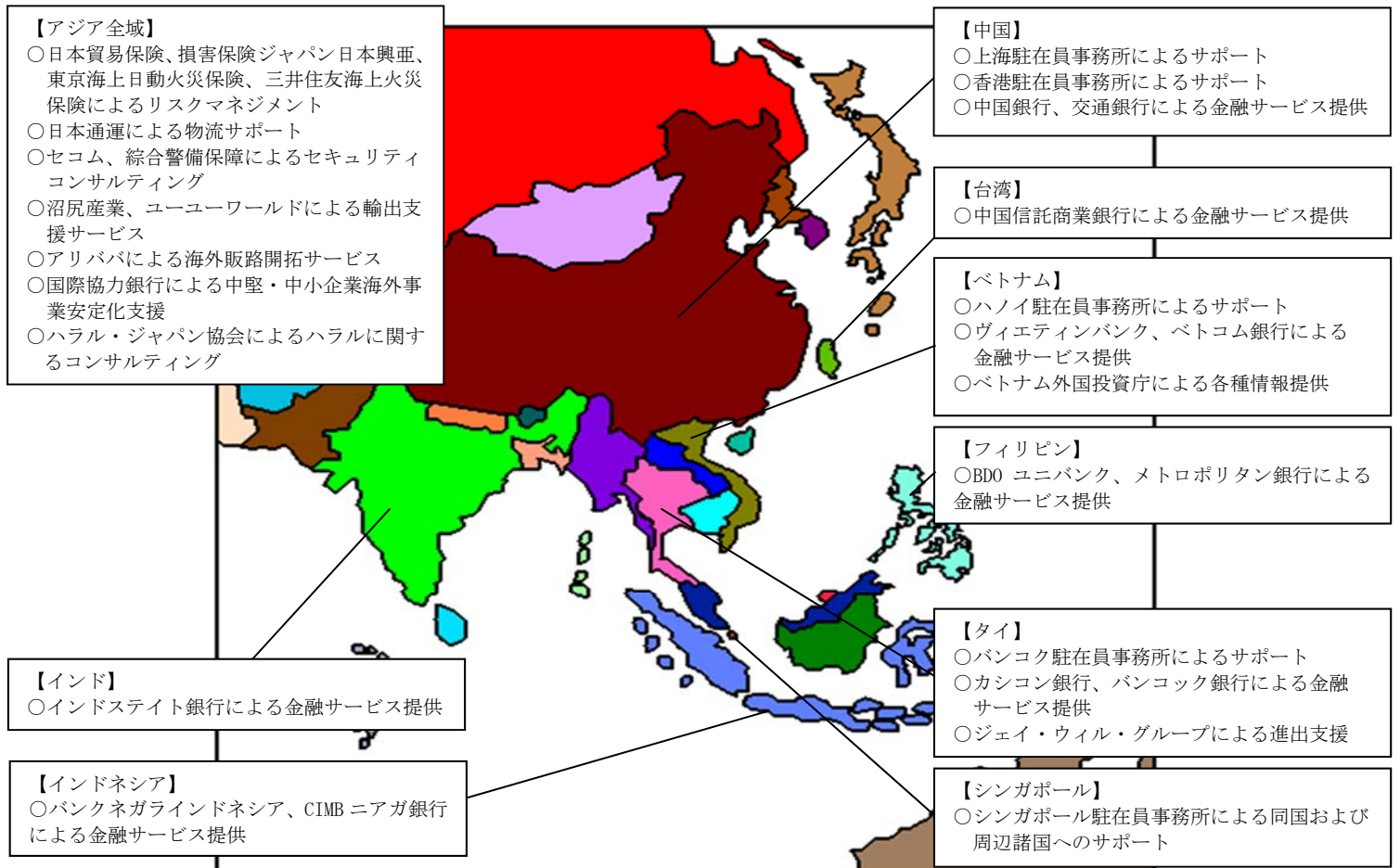
お客様の海外進出をサポートするため、様々な機関や外国銀行と業務提携を結び、支援体制の強化を進めています。

◎業務提携先一覧

提携先	常陽	足利	主な業務内容
中国銀行（中国）	●	●	中国国内情報の提供および各種金融サービスの提供
交通銀行（中国）	●		
中国信託商業銀行（台湾）	●		台湾情報の提供および各種金融サービスの提供
カシコン銀行（タイ）	●	●	タイ国内情報の提供および各種金融サービスの提供
バンコック銀行（タイ）	●		
バンクネガラインドネシア （インドネシア）	●		インドネシア国内情報の提供および各種金融サービスの提供
CIMB ニアガ銀行 （インドネシア）		●	
ヴィエティンバンク （ベトナム）	●		ベトナム国内情報の提供および各種金融サービスの提供
ベトコム銀行（ベトナム）	●	●	
ベトナム外国投資庁 （ベトナム）	●		ベトナム関連セミナーの開催協力 ベトナム進出に関する各種支援、投資関連情報の提供
BDO ユニバンク（フィリピン）	●		フィリピン国内情報の提供および各種金融サービスの提供
メトロポリタン銀行 （フィリピン）		●	
インドステイト銀行 （インド）	●	●	インド国内情報の提供および各種金融サービスの提供
パナメックス（メキシコ）	●	●	メキシコ国内情報の提供および各種金融サービスの提供
アグアスカリエンテス州政府ほか（メキシコ）	●	●	メキシコに関する現地市場調査 投資情報の提供
日本貿易振興機構（JETRO）	●	●	海外事業展開や各国制度等に関する各種情報提供
国際協力機構（JICA）	●	●	途上国での海外事業展開や各国制度等に関する各種情報提供
国際協力銀行（JBIC）	●		海外展開支援融資の提供
日本貿易保険（NEXI）	●	●	輸出取引を行う際の海外取引リスクに備える各種貿易保険の提供
中小企業基盤整備機構		●	海外事業展開や各国制度等に関する各種情報提供
東京海上日動火災保険	●	●	海外リスク情報等の提供
損保ジャパン日本興亜	●	●	リスクマネジメントコンサルティングサービスの提供
三井住友海上火災保険	●	●	各種損害保険の提供
セコム	●		海外での安全システム・防犯危機商品の提供
総合警備保障	●		海外セキュリティサービスの提供

◎めぶきFG海外駐在員事務所

常陽銀行シンガポール駐在員事務所	63 Market Street, #11-03 Bank of Singapore Centre Singapore 048942 TEL:+65-6225-6543
常陽銀行ハノイ駐在員事務所	5th Floor, Sun Red River, 23 Phan Chu Trinh Street, Hoan Kiem District, Hanoi, Vietnam TEL:+84-24-3218-1668
常陽銀行上海駐在員事務所	上海市延安西路 2201 号 上海国際貿易中心 1901 室 TEL:+86-21-6209-0258
常陽銀行ニューヨーク駐在員事務所	712 Fifth Avenue, 8th Floor, New York, NY 10019 TEL:+1-347-686-8420
足利銀行香港駐在員事務所	Suite 1601, 16th Floor, Tower 2, The Gateway, Harbour City, Kowloon, Hong Kong TEL:+852-2251-9475
足利銀行バンコク駐在員事務所	689, Bhiraj Tower at Emquartier, 27th Floor, Room No. 2714, Sukhumvit Road, Klongton-nue, Wattana, Bangkok, Thailand 10110 TEL:+66-2-261-2852



めぶきFGイベント情報

【FBC バンコク 2020 ものづくり商談会】

日程	2020年5月13日(水)～16日(土) 10:00～18:00 (4日間)
開催国	タイ：バンコク
会場	BITEC Hall 100
概要	<p>共催団体のお取引先企業など 150 社 (予定)</p> <p>タイでの部材調達や販路拡大を目的とする製造関連企業・製造関連企業にサービスや製品を提供するソリューション企業を対象とした商談会です。</p> <p>出展各社が登録する調達・販売案件を基に、web上で商談の事前申込とマッチングを行うことにより、会期中に計画的、効率的な商談が可能です。</p> <p>大手製造業と直接商談を行うビッグパイヤーズエリアを設置。大手企業に対して販売申込みができるチャンスを提供します。</p> <p>申込期限：2020年2月14日(金)</p>
URL	https://fbcbkk.factorynetasia.com/main/content/jp/guide
照会先	足利銀行バンコク駐在員事務所 TEL +66-2-261-2852